



原口 総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番3号
KDX虎ノ門ビル 9階
Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405
E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

中国における債務の潜脱行為への法的対策

2015年11月4日

原口総合法律事務所
所長弁護士
原口 薫

I. はじめに

かつて中国は世界の工場と呼ばれ、日本のみならず欧米諸国が先進技術を持ち込んで、廉価で質の良い製品を生産し、世界で販売をして利益を上げてきた。しかし、昨今の中国の人件費の飛躍的な高騰によって、中国を工場とするビジネス・モデルはもはや成り立ちえなくなった。それでもやはり、中国には人口13億人という巨大市場があり、購買力も飛躍的に増大している。したがって、いまでも「消費地で生産を」というビジネス・モデルに基づいて、中国にとどまり、又は中国に進出する日本企業が後を絶たない。

このようなビジネス・モデルのパラダイム・シフトに伴い、中国で生産をした日本企業は、13億人の巨大市場に連なる中国の卸売業者や小売業者と取引をする必要が生ずる。最近はこうした中国企業との取引に伴う売掛金の回収に当たり、様々な問題が発生している。

その一つに、中国企業が、売掛金債務を免れることを目的として別会社を作り、資産を移転するという事態があげられる。実際に起こった事件をもとに説明する。

II. 事案の概要

中国にある日系企業の現地法人X社は、同国の企業Y1社との間でボール紙を売却する契約を締結したが、同社は売買代金約600万円の支払をしなかった。このため、X社とY1社は、2014年9月1日、X社が売買代金の15%を免除し、Y1社が3ヶ月間の支払い猶予の後、6ヶ月以内に全ての債務を弁済するという和解契約を締結した。

同年10月1日、Y1社の唯一の株主兼代表者であるAは、密かにY2社を設立し、同社の唯一の株主兼代表者に就任した。

同年11月1日、Y1社は唯一の資産であるボール紙の在庫（時価6000万円）を2000万円でY2社に譲渡した。

2015年1月、Y1社は無資力を理由に、和解金の支払いを拒んだ。

Ⅲ. 問題の所在

Xは誰に対して、どのような請求をすることができるか。Y1には資産がなく、資産を有するY2は、Y1とは独立した法人であり、かつ、Y1及びY2は、株主Aとも独立した法人であるから、Y1の債務をY2又はAが負担することはないはず（中華人民共和国会社法（以下、「中国会社法」という。）3条）であることから問題となる。

Ⅳ. 結論の要旨

1. Xは、Y1及びY2の法人格を否認し、Y2に対して和解金の支払いを請求しうる。
2. Xは、Y1が負担する和解金の支払義務をAに連帯して負担させ、和解金を請求しうる。
3. Xは、中国法上の債権者取消権を行使して、Y1からY2へのボール紙の譲渡行為の取消しを請求し、当該ボール紙に対して強制執行をすることができる。

Ⅴ. 検討

A. 法人格の否認

1. 序

本件では、唯一の株主及び法定代表者を同じくする姉妹会社であるY1とY2の間において、Xに対するY1の債務を免れるために、債務者Y1がその唯一の資産を受益者Y2に譲渡し、Y1のXに対する債務の履行を不能にした。このようなY1とY2の間の法人格の濫用事例について、Y1とY2の法人格を否認し、XがY2に譲渡された資産に対して強制執行をすることはできないか。

2. 中国法における法人格否認の法理¹

a 中国会社法 20条 3項

中国会社法 20条 3項は、次のように規定し、法人格が濫用された場合に法人格が否認されるとしている。

会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない。

¹ 王原生「中国会社法における法人格否認の諸問題」（九州国際大学法学論集 17 巻 3 号、2011 年 3 月）。

しかし、同項は、法人の株主が、自らが支配する法人を受益者として財産を譲渡することによって、自らの債務を免れるような場合に適用される規定であって、本件のように、同一の株主に支配される債務者会社と受益者会社に直接適用されるものではない。中国の裁判実務は同条項の文理を重視して、本件のような場合に同条は適用されないとしている。

b 法人格の形骸化と信義誠実の原則

しかし、そのことが当然に、中国における姉妹会社間の法人格の独立を常に認めることにはならない。最高人民法院も、姉妹会社間の法人格が形骸化している場合、すなわち①各社の法定代表者が同一人物であり、同人が各社を完全に支配していること、②各社の財産を相互に流用させ、各社の財産が混同されていること、③各社の債務弁済について協力し合ったこと、④一時的ではあるが、各社の住所、電話番号、財務担当者が同じであったこと、等を理由に、姉妹会社の法人格を否認した（最高人民法院（2008）民二終字第 55 号民事判決）。

もともと本判決は、中国会社法 20 条 3 項には触れず、一般原則である「信義誠実および公正の原則」（中国民法通則 4 条）の違反を根拠として、姉妹会社間の法人格の否認を認めている。

c 法人格の濫用と信義誠実の原則

本件においては、A が Y1 及び Y2 の唯一の株主兼法定代表者であって、Y1 の X に対する債務を免れるために、Y1 の唯一の資産を Y2 に譲渡し、Y1 の X に対する債務の履行を不能にしている。このような法人格の濫用事例についても、一般原則である「信義誠実及び公正の原則」（中国民法通則 4 条）に照らし、Y1 と Y2 の法人格が否認され、X は Y2 に移転したボール紙の在庫に対する強制執行が可能となると解される。

3. 小括

以上から、本件のような法人格の濫用事例においても、一般原則である「信義誠実及び公正の原則」から、Y1 と Y2 の法人格が否認され、X は Y2 に移転したボール紙の在庫に対する強制執行をすることができることとなる。

B. 株主の責任

1. 序

以上のように、姉妹会社間における法人格の濫用事例である本件においても、中国民法の一般原則に基づき、Y1 と Y2 の法人格の独立性は否認され、X は Y2 に譲渡された資産に対して強制執行をすることはできると解される。しかし、この点についての判例はいまだ存在せず、一般条項の適用についても確証がない。そこで、Y1 及び Y2 を不当に利用した

株主 A に対して責任を追及し得ないか。

2. 中国法における株主の連帯責任

a 中国会社法 64 条

中国会社法 64 条は、次のように規定し、一人有限会社の連帯責任を認めている。

一人有限会社の株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明することができない場合は、会社の債務について連帯して責任を負わなければならない。

b 本件における当てはめ

本件において、A は Y1 及び Y2 の唯一の株主兼法定代表者であって、Y1 及び Y2 の資産を自由に処分しうる地位にある。したがって、A が、本件のような Y1 の財産の濫用事例において、Y1 の財産が自己の財産から独立していることを証明することは極めて困難である。

仮に X が、Y1 から Y2 への資産の譲渡について、Y1 と Y2 の法人格を否認して、Y2 に移転した資産に対して強制執行をすることができない場合には、中国会社法 64 条に基づき、X は Y1 の和解金支払義務について、A に連帯債務を負担させ、A の有する Y2 の株式に対して強制執行をし、株式を自らのものとし、Y2 を清算して Y2 に移転された資産（ボール紙の在庫）を取り戻すことが可能である。

4. 小括

以上から、X は Y1 の和解金支払義務について、A に連帯債務を負担させ、A の有する Y2 の株式に対して強制執行をし、株式を自らのものとし、Y2 を清算して Y2 に移転された資産（ボール紙の在庫）を取り戻すことが可能である。

C. 債権者取消権

1. 序

以上から、X は仮に Y1 と Y2 の法人格を否定することができないとしても、Y1 の和解金支払義務について、A に連帯債務を負担させ、A の有する Y2 の株式に対して強制執行をし、株式を自らのものとし、Y2 を清算して Y2 に移転した資産（ボール紙の在庫）を取り戻すことが可能である。しかし、A が多重債務者であって、A に対して連帯債務を負わせたとしても、Y1 から Y2 に移転した資産を取り戻すことができない場合もある。

このような場合、Y1 と Y2 の間の取引を、X を害する行為として取り消すことはできないか。

2. 債権者取消権（中国契約法 74 条 1 項）

中華人民共和国契約法（以下、「中国契約法」という。）74 条 1 項は「債務者が、期限の到来した自己の債権を放棄し又は財産を無償譲渡したことにより、債権者に損害を与えたときは、債権者は、人民法院に対して、債務者の行為の取消しを訴求することができる。債務者が明らかに不合理な低価格をもって財産を譲渡し、債権者に損害を与え、かつ譲受人が当該事情を知っていたときもまた、債権者は、人民法院に対して、債務者の行為の取消しを請求できる。」と規定する。

本条は、中国法における債権者取消権を定めたものである。

3. 取消対象行為

中国契約法 74 条では、債務者の下記三つの行為が取消しの対象になるとされている。

- ① 期限の到来した自己の債権の放棄
- ② 財産の無償譲渡
- ③ 明らかに不合理な価額での財産譲渡（不当価格譲渡）

本件において、Y1 は時価 6000 万円のボール紙を 2000 万元で売却しているので、当該行為は、上記の取消対象行為のうちの③の不当価格譲渡に該当する。

4. 不当価格譲渡行為の取消の要件

中国契約法 74 条によれば、不当価格譲渡行為の取消しの要件は以下の通りである。

- ① 債務者が、自己の財産を明らかに不合理な価格で譲渡したこと
- ② 債権者に損害を与えたこと
- ③ ①の②の間に因果関係があること
- ④ 財産の譲受人が上記①から③について悪意であること

①の「明らかに不合理な価格で譲渡したこと」に関し、「契約法を適用するうえでの若干の問題に関する解釈」（二）（2009 年）（以下、「2009 年司法解釈」という。）19 条によれば、市場価格の 70%以下であれば、明らかに不合理な価格で譲渡された、といいうる。

②の「債権者に損害を与えたこと」とは、債務者の履行不能又は履行が困難になることを指し、いわゆる債務者の無資力を要する。債務者が無資力か、否かは債務者側の事情であって、財産の譲受人が知ることは困難である。④は、この点についてまで悪意の立証を要するとするものであるが、そうすると、實際上、債権者取消権の行使は不可能となる。中国の裁判実務では、この点を考慮し、財産の譲受人が、財産が明らかに不合理な価格で譲渡されていること（①）を認識していれば、②及び③についての悪意を推定しているといわれる。

5. 本件へのあてはめ

本件における Y1 から Y2 への資産の譲渡は、価格が市場価格の 70%以下であり、市場価格を大きく下回る、明らかに不合理な価格で譲渡されたといえる (①の要件は満たす)。また、ボール紙の在庫は Y1 の唯一の在庫であり、それを明らかに不合理な価格で譲渡することによって、和解金の支払いが不能になったのであるから、Y1 によるボール紙の在庫の譲渡によって債権者 X が害されたともいえる (②及び③の要件も満たす)。さらに、Y1 と Y2 の代表者は同一であるから、財産の譲受人である Y2 は、ボール紙の譲渡が、市場価格を大きく下回る明らかに不合理な価格で譲渡されたことを認識していたといえる (④の要件も満たす)。

6. 小括

したがって、X は、中国契約法 74 条に基づき、Y1 と Y2 の間のボール紙の売買の取消しを請求することができる。

V. 結論

1. X は、Y1 の唯一の資産であるボール紙の Y2 への不当低額譲渡は、Y1 及び Y2 の唯一の株主であり両者の法定代表者である A によって、Y1 の X に対する和解金の支払いを免れる目的でなされたものであって、本来独立であるはずの Y1 と Y2 の法人格を濫用するものであるとして、Y1 と Y2 の法人格の独立性を否認し、Y2 に対しても和解金の支払いを求めることができる。

2. 同じく、X は、Y1 の唯一の株主である A に対して、Y1 が負担する和解金支払義務を連帯して負担させ、X に対しても和解金の支払いを求めることができる。

3. さらに、X は Y1 と Y2 の間の資産の譲渡が、不当低額譲渡に該当することを理由として、Y1 と Y2 の間の資産の譲渡行為の取消しを請求することもできる。

以上